

令和3年第2回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和3年2月26日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和3年2月26日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西村隆雄

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・住民生活部・健康福祉部・建設農林部・教育部】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況等について（報告）
- (2) 第6次熊野町総合計画の策定について（報告）
- (3) 令和2年度3月補正予算及び令和3年度当初予算について（報告）
- (4) 熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例（案）について（協議）
- (5) 障害福祉計画、障害児福祉計画の策定について（報告）
- (6) 熊野町精神障害者医療費支給条例の制定について（協議）

- (7) 熊野町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について（協議）
- (8) 筆の里工房周辺整備事業について（報告）
- (9) 上水道事業の広域連携について（協議）

| | |
|-------------------|-----------|
| 町 長 | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長 | 岩 田 秀 次 |
| 教 育 長 | 林 保 |
| 総 務 部 長 | 宗 條 勲 |
| 住 民 生 活 部 長 | 貞 永 治 夫 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 時 光 良 弘 |
| 建 設 農 林 部 長 | 沖 田 浩 |
| 教 育 部 長 | 横 山 大 治 |
| 総 務 部 次 長 | 堀 野 辰 夫 |
| 健 康 福 祉 部 次 長 | 西 岡 隆 司 |
| 建 設 農 林 部 次 長 | 堂 森 憲 治 |
| 建 設 農 林 部 技 術 次 長 | 寺 垣 内 栄 作 |
| 財 務 課 長 | 西 川 伸 一 郎 |
| 政 策 企 画 課 長 | 須 賀 雅 彦 |
| 防 災 安 全 課 長 | 花 岡 秀 城 |
| 高 齢 者 支 援 課 長 | 西 村 ゆ り |
| 上 下 水 道 課 長 | 多 久 見 良 数 |



8. 案件

【総務部】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況等について（報告）
- (2) 第6次熊野町総合計画の策定について（報告）
- (3) 令和2年度3月補正予算及び令和3年度当初予算について（報告）

【住民生活部】

- (4) 熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例（案）について（協議）

【健康福祉部】

- (5) 障害福祉計画、障害児福祉計画の策定について（報告）

(6) 熊野町精神障害者医療費支給条例の制定について（協議）

(7) 熊野町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について（協議）

【建設農林部】

(8) 筆の里工房周辺整備事業について（報告）

(9) 上水道事業の広域連携について（協議）

【議 会】

(10) その他

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9 時 27 分）

○議長（大瀬戸） おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日、お忙しい中を全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件 5 件、協議案件 4 件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思っております。

協議におきましては、これまで同様、マスクをつけたまま、そして座ったままで発言をしていただきたいと思っております。

それでは、皆様から様々な御意見を頂きながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思っております。

三村町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） それじゃあ、私は最初だけ立って挨拶します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） はい、お願いします。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 皆様、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ、お時間を頂き、誠にありがとうございます。案件説明の前に、新型コロナウイルスワクチンの接種について報告させて

いただきます。

2月14日にファイザー社のワクチンが承認され、2月17日から医療従事者への先行接種が始まっております。順調に進めば、4月から高齢者への接種が始まる予定ですが、報道等で御承知のように、非常に日程が流動的になっております。しかしながら、どのような日程になろうとも、迅速かつ円滑な接種ができるよう、熊野町としては準備を進めてまいりたいと考えております。

さて、本日は5件の報告と4件の協議をさせていただきます。

報告1件目は、「新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況等について」でございます。新型コロナウイルス感染症に対する支援等の事業実績及び今後の予定について報告いたします。

2件目は、「第6次熊野町総合計画の策定について」でございます。基本構想案及び基本計画案の概要について報告いたします。

3件目は、「令和2年度3月補正及び令和3年度の当初予算について」でございます。令和2年度3月補正予算案及び令和3年度当初予算案の概要について報告いたします。

4件目は、「障害福祉計画、障害児福祉計画の策定について」でございます。第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の概要について報告いたします。

5件目は、「筆の里工房周辺整備事業について」でございます。筆の里工房周辺整備事業の方向性等について報告をいたします。

協議1件目は、「熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例（案）について」でございます。施設の設置及び管理に関する条例案の概要について協議をさせていただきます。

2件目は、「熊野町精神障害者医療費支給条例の制定について」でございます。精神障害者に対する医療費助成制度の創設について協議をさせていただきます。

3件目は、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について」でございます。計画の概要及び関係条例の改正案等について協議をさせていただきます。

4件目は、「上水道事業の広域連携について」でございます。上水道事業の広域連携の参画について協議をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、引き続き、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） それでは、早速、協議会に移りたいと思います。

報告案件、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況等について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部長（宗條） 新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況等について御説明申し上げます。

資料1をお願いいたします。

進捗状況は、2月5日時点の状況を取りまとめておりまして、進捗率は、予算の執行率、または執行見込額や見込み件数等を踏まえた現在の状況を表しております。表の縦列中央の予算額は、12月補正後の額と、括弧書きで3月補正後の額を表示しております。予算補正につきましては、3月定例会の補正予算案に計上させていただきます。加えまして、12月以降に予備費の充用や既定予算内での流用で対応したのものもあり、同様に対応後の金額を括弧書きで表示してございます。

まず、ローマ数字Ⅰ、4月臨時議会・6月定例議会の補正予算による臨時的事業でございます。

特別定額給付金は4月27日時点の町民1人につき10万円を給付するもので、1万565世帯の給付が昨年8月に完了しましたので、進捗率は100%です。不用額1,962万5,000円を減額補正いたします。

子育て世帯への臨時特別給付金は、児童手当の受給対象児童1人につき1万円を給付するもので、昨年11月に申請受付を終了し、1,727世帯の給付が完了しましたので進捗率は100%です。不用額60万2,000円を減額補正いたします。

医療施設等従事者生活支援補助金は、町内の医療機関、福祉施設等において患者等と接する職員を支援するため、1人当たり3万円で算定した額を施設長に交付するもので、76施設、2,622万円の交付が完了し、進捗率は100%です。

一般廃棄物収集等事業従事者生活支援補助金は、一般廃棄物の収集等の業務従事者を支援するため、1人当たり3万円で算定した額を事業主に交付するもので、6事業所への交付が完了し、進捗率は100%です。不用額3万円を減額補正いたします。

広島県感染拡大防止協力支援金への負担は、県による休業要請に協力した町内の個人

事業主や中小企業者に対する協力支援金のうち3分の1の負担を町が受け持つもので、確定した543万4,000円を県に支出済みであり、進捗率は100%です。

雇用調整助成金等受給促進支援金は、個人事業主、中小企業者が雇用調整助成金を申請する際に要した社会保険労務士への報酬等を対象として、県の補助金に上乗せして1事業者あたり上限5万円を支援するものです。本町からの申請者は現時点で20件、実績見込みを30件とし、進捗率は67%です。補正により予算額を100万円としておりますが、コロナ禍の影響を踏まえた特例措置期間の延長に対応するため50万円を予算流用し、対応いたします。

事業継続応援金は、売上げが前年同月比で半分以下になった個人事業主、中小企業者を対象に給付される国の持続化給付金の対象とならない事業者を支援するため、1事業者あたり10万円を給付するものです。現在の申請件数は24件、実績見込みは34件で、進捗率71%です。不用額110万円を減額補正いたします。

Web予約管理システム等整備事業は、テイクアウト商品の予約・決済等が行える飲食店応援Webサイトを業界団体が構築する初期投資に支援するもので、825万円の補助金を熊野町商工会（まるっと熊野実行委員会）に交付し、進捗率は100%です。

感染症拡大防止のための避難所設備充実は、衛生用品等コロナ対策用物品を取得するもので、現時点での執行額は1,048万6,000円、進捗率は53%です。現在、パーティションやマットの購入事務を進めております。

児童・生徒・教職員用マスク等の備蓄は、当初予定していた1人当たりマスク100枚分と消毒液等を取得済みで、進捗率は100%です。取得時点でマスクの単価が大きく下がったことから、後ほど御説明いたします学校保健特別対策事業とGIGAスクール推進事業に予算流用しております。

水道料金の減免等は、上水道給水世帯へは基本料金（1,155円）を7月分及び8月分の2か月を免除、未給水世帯へは、1世帯につき2,310円の生活支援金を給付したもので、進捗率は100%です。

準要保護児童世帯等への生活支援は、ひとり親世帯を除く中学校3年生までの要保護・準要保護世帯、町民税非課税世帯を対象に、1世帯につき5万円を支給するものです。この支給はひとり親世帯臨時特別給付金給付事業と同様、2回の支給としております。現在の申請世帯数が105世帯、対象世帯数が124世帯ですので、進捗率は85%です。

次のG I G Aスクール推進事業は、児童・生徒用タブレットをリース契約から買取り方式に変更しております。

住居確保給付金は、離職・廃業から2年以内、または休業等で離職等と同程度の状況にある者で、単身世帯の場合は、家賃相当額3万3,000円を原則3か月、最長9か月支援するものです。現時点での支援額は189万4,000円、進捗率は42%です。

次に、資料右側、ローマ数字Ⅱの当初予算による経常的事業です。新型コロナウイルス感染症の影響により経済的理由から就学が困難となった児童または生徒の保護者に援助対象を拡大するもので、14世帯の申出があり、13世帯に援助を行い、進捗率は93%です。残る1世帯の支援事務も年度内に終わる見込みでございます。

次に、ローマ数字Ⅲの税・料の減免等、生活資金貸付です。減免等の内容は、事業概要欄のとおりでございます。進捗状況は、取組開始からの時間的経過を表しており、申請件数等は備考欄に掲載のとおりでございます。

2枚目をお願いいたします。

ローマ数字Ⅳの8月臨時議会の補正予算による臨時的事業の進捗状況です。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業は、児童扶養手当受給者等に対し、基本給付として1世帯につき5万円、第2子以降の子供がいる場合、1人につき3万円を加算して給付するもので、感染症の影響で収入減少となった世帯へは5万円を追加給付いたします。12月に2回目の給付を実施いたしました。再度給付に必要な予算は、予算補正と予備費の充用で対応いたしました。

学校保健特別対策事業は、マスクの常時着用を必須とすることから、エアコンが設置されていない特別教室への空調機器の設置、感染予防対策として消毒液や非接触型体温計などを取得したもので、執行額は1,283万2,000円、進捗率は100%です。

地域経済応援クーポン券配布事業は、飲食店などの消費を喚起し経済循環を回復させる一助とするため、熊野町地域経済応援クーポン券を10月に発行して事業を展開し、1月末で事業が終了したところです。金券である商品券ではなく、1世帯につき600円の割引券が10枚利用できるクーポン券を配布し消費拡大を図りました。執行額は6,636万9,000円、進捗率は100%です。不用額の1,763万1,000円を減額補正いたします。

伝統産業熊野筆新たな販売促進事業は、筆まつりで恒例の「筆の市」を、インターネット上で展開するためのWebサイトを構築する筆事業協同組合に、初期投資に係る経

費の支援を行いました。執行額は1,100万円、進捗率は100%です。

熊野筆販売促進PR動画制作事業は、水彩画家による本町の町並みや山野風景等のスケッチ、水彩画制作等を画像化するもので、熊野筆と熊野町をPRするコンテンツの一つに加えるものです。10月に映像を撮影し、編集作業が完了いたしましたので、昨日公開いたしました。執行額は122万円、進捗率は100%です。

GIGAスクール推進事業は、児童・生徒用タブレットを買い取り方式で配備するものです。ICTを活用して児童・生徒の学習環境を整備するGIGAスクール構想は、感染症対策としても早期実現が望まれたことから、交付金を活用して事業実施したものです。執行額は8,794万6,000円、タブレット2,200台の納品が完了し、進捗率は100%です。

新生児特別定額給付金事業は、特別定額給付金の対象とならない4月28日以後、昨年の年末までに出生し、新たに町民になった子供83人について、1人当たり10万円を給付いたしました。進捗率は100%です。不用額370万円を減額補正いたします。

続いて、ローマ数字Vの9月定例議会の補正予算による臨時的事業の進捗状況です。

町内飲食店等FreeWiFi設置事業は、町内飲食店等に無料でのインターネットの接続環境を構築し、顧客満足度を高め、集客力の向上に資する取組への支援を行うものです。1事業者が申請をされましたが、利用料の無料キャンペーンにより費用が発生しないことが判明したため、進捗率は0%です。不用額156万円を減額補正いたします。

筆の里工房利用促進事業は、企画展等の来館促進のため、通常料金から減額した特別料金を設定して集客力の回復を図る取組に対し、減収額を補填するものです。11月21日からの「筆の里ありがとうのちょっと大きな絵てがみ大賞」から実施しており、現時点で執行額53万6,000円、執行見込額は130万円で、進捗率は42%です。不用額42万円を減額補正いたします。

広島駅等広告掲示事業は、広島駅等のデジタル・サイネージ、電子看板でございますが、これを活用した広報活動の展開により熊野筆や本町をPRし、産業の活性化を図るものです。執行額は310万円で、進捗率は100%です。広島駅への広告掲示は3月末まで実施する予定でございます。

感染症対応設備整備事業は、筆の里工房の感染症対応のため、非接触型体温計と空気清浄機の整備費用に充当するものです。執行額は102万円、事業完了のため進捗率は

100%です。

感染症対応選挙事務事業は、ある程度の密閉、密集、密接が避けられない開票所における事務従事者等の感染を予防し、かつ事務を効率化するため、パーティション、消毒液、投票用紙分類機を整備するものです。執行額は492万5,000円、事業完了のため進捗率は100%です。

感染症対応庁舎整備事業は、窓開放による換気が困難な議場における、より有効な感染症対策を講ずるため、次亜塩素酸空気清浄機、噴霧器、消毒液等を整備するものです。現時点での執行額は85万9,000円、進捗率は86%です。年度末までに消毒液の購入を予定しております。

未就学児用マスク購入事業は、今後の感染拡大の事態に備え、未就学児用のマスクを配備するものです。執行額は146万3,000円、購入は完了したため進捗率は100%です。保育所等の在園児は園を通じて配布が完了しており、それ以外の子供にはくまの・こども夢プラザで配布を実施しております。

バス路線運行特別助成は、感染症により路線バス事業の経営に大きな影響を受けている広島電鉄を支援したもので、執行額2,160万円、進捗率は100%です。

タクシー事業者等支援事業は、バス、タクシーを所有する町内7事業所に対し、事業用車両の運行に必要な消毒液やマスク等の取得、車両への仕切り板の設置などの感染対策費用を助成したもので、進捗率は100%です。不用額175万5,000円を減額補正いたします。

次に、ローマ数字VIの10月臨時議会の補正予算による臨時的事業の進捗状況です。

全国書画展覧会Webサイト構築支援事業は、全国書画展覧会をオンライン上で展開するためのWebサイトを構築する全国書画展覧会運営委員会に初期投資経費の支援を行ったもので、執行額は250万円、進捗率は100%です。

感染症対策インフルエンザ予防接種助成事業は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合、医療崩壊や治療の遅れによる重症化を招くといったことが考えられるため、季節性インフルエンザワクチンの予防接種に伴う費用の公費負担の拡大、臨時的な助成を実施するものです。具体的には、高齢者の自己負担額を従来の1,500円から1,000円に引き下げ、妊婦及び生後6か月から高校3年生までの住民が接種した場合に、1回の接種に対し2,000円を助成するものです。現時点での執行額は2,586万2,000円、事業はほぼ完了し、進捗率は99%です。不用

額 7 1 8 万 4, 0 0 0 円を減額補正いたします。

次に、ローマ数字Ⅶの 1 2 月定例議会の補正予算による臨時的事業の進捗状況です。

感染症対応確定申告事務事業は、確定申告受付会場における感染症対応のため、コールセンターを設置し、電話や Web での予約受付を行うもので、現在の執行額は 3 4 万 6, 0 0 0 円、進捗率は 5 4 % です。不用額 6 0 万 7, 0 0 0 円を減額補正いたします。

感染症対応設備整備事業（筆の里工房分）は、筆づくりの実演エリアにおける感染症対応のためパーティションを整備したもので、執行額 4 0 万 3, 0 0 0 円、進捗率は 1 0 0 % です。

感染症対応設備整備事業（町立図書館分）は、町立図書館における感染症対応のため、非接触型体温計、図書を消毒する図書除菌機を整備したものです。非接触型体温計は支出済みのため、執行額は 3 0 万 8, 0 0 0 円、執行見込額 1 5 2 万 9, 0 0 0 円、進捗率は 2 1 % です。

感染症対応町民会館講堂天井整備事業は、避難者のソーシャルディスタンスの確保を図る観点から、町民会館の講堂を避難所として利用するため、安全性を高める目的で講堂天井を整備するもので、事業費 6, 0 0 0 万円を計上しておりました。しかし、4 月から新型コロナウイルスのワクチン接種会場に町民会館の講堂を使用することとし、接種完了の時期が見通せないことから、令和 4 年度以降の事業実施を視野に置き、3 月補正で全額を減額補正いたします。

次のローマ数字Ⅷの新規の臨時的事業（予備費や流用で対応した事業及び 3 月補正予算に計上予定事業）でございます。

感染症対応庁舎換気・空調設備整備事業は、不特定多数が利用する庁舎内の感染症対応のため、換気機能の強化を図る目的で換気・空調設備を整備するもので、事業費は 1 億 5, 0 0 0 万円です。3 月補正予算に計上し、令和 3 年度に繰り越して事業を実施いたします。

G I G A スクール推進事業（電子黒板等整備分）は、G I G A スクール構想の推進に当たり、タブレット端末を有効活用し、遠隔授業体制を確立し、学習を止めない環境を維持するため電子黒板等を整備するもので、事業費は 5, 9 4 0 万円です。こちらも予算補正の上、繰越事業として実施いたします。

頑張る飲食事業者応援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが減少した県内の飲食店に対し県と町が共同で支援金を支給し、事業継続を応援するもの

で、事業費の3分の1を県に負担します。事業費は540万円です。こちらも予算補正の上、繰越事業として実施いたします。

感染症対応中学校換気・空調設備整備事業（職員室等分）は、中学校の職員室等における感染症対応のため換気・空調設備を更新するもので、事業費は534万円です。事業費中462万円を予算補正の上、繰越事業として実施いたします。

感染症対応設備整備事業（庁舎分）は、役場庁舎における感染症対応のため、非接触型体温計を4台、12月に予備費対応で整備したもので、事業費は123万2,000円です。

最後に、ローマ数字Ⅸの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当結果（1次・2次分）でございます。交付金の充当状況等を表にしております。歳入の財源といたしまして、第1次交付金1億1,188万6,000円、第2次交付金2億7,513万6,000円、合計3億8,702万2,000円となっております。これを財源とした3月補正後の事業数は36事業となります。36事業の3月補正後の予算総額は5億8,277万2,000円、そのうち交付金対象経費合計額5億722万3,000円に対し3億8,702万2,000円の交付金を充当いたします。4月から12月までに補正予算計上した31事業については進捗状況も把握できており、交付金対象経費、交付金充当金額の変動は僅かであると考えておりますが、3月補正分の交付金対象経費は入札の状況等により一定程度変動いたします。

なお、交付金は1次・2次分のほかに、第3次交付金として907万2,000円が交付されます。これは国庫支出金による事業に必要な町の財源、いわゆる補助裏事業分に充当するための交付金です。さらに、国の3次補正による交付金として1億3,440万円の内示を受けており、令和3年度に交付される見込みです。この交付金による事業は令和3年度補正予算によって事業化を図ることとなりますので、都度、議会とも協議をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況等についての説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。質疑はありませんか。

沖田議員。



(「なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） ないようですので、それでは新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況等については、ただいまの説明を了といたします。3月定例会で関係議案が提出されるようですので、改めて審議することとし、次の報告に移りたいと思います。

続いて、報告案件、第6次熊野町総合計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 第6次熊野町総合計画の策定につきまして、説明をさせていただきます。

令和2年2月28日の全員協議会において、第6次熊野町総合計画策定における基本方針や基本構想、重点戦略に位置づけ、一体的に策定する熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、また住民意識調査やワークショップの実施など住民との協働による計画づくり等について説明をさせていただき、11月25日の全員協議会においては素案をお示しし、御協議をいただいたところでございます。基本方針や基本構想に基づく基本施策や具体的施策は、職員で構成したワーキンググループで協議を重ね、次長・課長で構成する策定委員会で調整した後、最終的に計画策定本部会議において総合計画案を決定したもので、その間、7回にわたる総合計画審議会において御審議を重ねていただいたものでございます。

また、町民の皆さんから御意見・御提案を頂くことで町民参画の機会を拡充し、より一層開かれた町政運営の促進及び町民協働のまちづくりの推進に資することを目的として、令和2年11月25日から令和2年12月24日までパブリックコメント手続を実施いたしましたが、この計画（案）に対する意見の提出はございませんでした。これらを踏まえた最終版の総合計画（案）をお配りさせていただいております。

本日は、この総合計画案の概要について、資料2-1、「第6次熊野町総合計画概要版（案）」により説明をさせていただき、総合計画と一体的に定めることとしております「熊野町国土強靱化地域計画」については、資料2-2「第6次熊野町総合計画（案）」により説明をさせていただきます。

それでは、総合計画（案）の概要から説明をさせていただきます。

資料2-1「第6次熊野町総合計画概要版（案）」の2ページを御覧ください。

まず、「熊野町総合計画とは」でございます。本計画において、本町の将来像を描き、その実現に向けて施策や事業の体系を示し、地域課題に対応したまちづくりを行っていくための施策を展開すること、また各種施策とSDGsの関連を明確にし取り組むことにより、国際社会の一員として持続可能な社会の実現を目指すことなどを示しております。

次に、「計画の構成と期間」では、図で示しておりますイメージのとおり、基本構想、重点戦略（総合戦略）、基本計画、実施計画で構成し、計画期間は、基本構想10年、重点戦略（総合戦略）5年、基本計画5年としております。

3ページ、「施策の体系」でございます。図で示しておりますイメージのとおり、基本構想では「将来像」を「ひと まち 育む 筆の都 熊野 ～なんかいい ちょうどいい そう思えるまちを目指して～」としております。また、人口ビジョンや土地利用の方向、将来像を実現するための基本目標について体系を示しております。基本計画では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点戦略として位置づけ、基本計画と共通の指標を定め、人口減少施策や地方創生に関する施策を一体的に推進する体系としております。この体系図で示す基本構想や基本計画の内容については、4ページ以降で説明しております。

4ページを御覧ください。

「将来人口の見通し」でございます。本町の人口は平成12年を境に減少に転じており、減少速度は加速的なものとなっていることから、本計画では、人口の維持に計画的に取り組むこととし、令和12年の目標人口を2万1,000人とし、令和42年までに1万5,000人を上回る将来展望を目指すこととしております。

次に、「土地利用の方向」でございます。本計画と同じく令和3年度を初年度とする「都市計画マスタープラン」の内容との調整を図り、まちづくりの基盤となる土地利用について、長期的な視点に立って地域の特性を生かしつつ、総合的かつ計画的に行うこととしております。

5ページ、「重点戦略（熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」でございます。若い世代が結婚や子育てに夢を持ち、少子化に歯止めをかけ、人口ビジョンの実現を目指すための重点的な施策として、「豊かな人づくり」、「暮らしの安心・安全づくり」、「協働の地域づくり」、「確かな地域ブランドづくり」、「本町におけるSociety 5.0社会の実現」の5つを重点戦略としてまとめております。

6 ページを御覧ください。

「施策の大綱」でございます。ここから最後のページまでは基本構想の将来像に示される、「なんかいい」、「ちょうどいい」を実感できるまちを実現するため、6つの基本目標とその目標を達成するための35の基本施策を示しております。この施策の実施に当たっては、先ほど施策の体系でも説明いたしましたが、重点戦略と共通の重点目標達成指標（KGI）を緑色の表のとおり定め、人口減少施策や地方創生に関する施策を一体的に推進してまいります。

なお、この概要版につきましては、総合計画の内容に沿った分かりやすいものとなるよう、今後も必要な修正を行うこととしております。

続きまして、強靱な地域づくりを進めるため、本町の区域における施策の推進に関する基本的な計画として、総合計画と一体的に定めることとしております「熊野町国土強靱化地域計画」について、説明をさせていただきます。

資料2-2「第6次熊野町総合計画（案）」の135ページをお願いいたします。

前回の全員協議会において、現在見直し中の「広島県強靱化地域計画」との整合を図りながら策定作業を進めていることを御説明いたしましたが、熊野町における強靱化の内容について確認・検討作業を進め、熊野町国土強靱化地域計画として作成いたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

136 ページを御覧ください。

「第1節 国土強靱化の概要」でございます。

まず、「第1項 計画策定の背景」では、大規模自然災害等に備えた国土強靱化の取組を推進するため、国及び県の施策との連携及び町民・事業者等との連携により、強靱な地域づくりを推進するための指針として、総合計画と一体的に強靱化地域計画を策定することを示しております。

次に、「第2項 計画の位置づけ」では、強靱化地域計画は国土強靱化基本法第13条の規定に基づく計画であり、総合計画との整合・調和及び「広島県強靱化地域計画」との整合を図りつつ、国土強靱化に関する本町の各分野における個別計画等の指針として定めることとしております。

次に、「第3項 計画期間の設定」では、計画期間を、総合計画における前期基本計画の計画期間と同様の令和3年度から7年度とし、総合計画における後期基本計画、また国及び県の強靱化計画の見直しを踏まえ、本町の強靱化地域計画についても見直しを

行うこととしております。

次に、「第4項 強靱化の基本目標」では、国及び県の強靱化計画と同一の4つの目標を、本町における強靱化を推進する上での基本目標として示しております。

137ページ、「第5項 取組推進上の留意点」では、総合計画の将来像「ひとまち 育む 筆の都 熊野」を強靱化する上での将来像とし、総合計画における成果指標による進捗管理を通じて実施計画等の見直しを行うなど、先ほどの4つの基本目標を達成するために必要な事業の見直しを推進することとしております。

次に、「第2節 脆弱性の評価」でございます。この「脆弱性の評価」というのは、想定される災害リスクから「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を設定し、その事態を回避するための対応方針を検討することを指します。

まず、「第1項 基本的な進め方」では、強靱化が本町のリスクマネジメントであり、「起きてはならない最悪の事態」の想定と、その事態の回避のための取組を全庁的に検討したことを示しております。

次に、「第2項 評価の手順」では、御覧の図にありますとおり、上から、「強靱化する上での目標の明確化」、「『起きてはならない最悪の事態』の設定」、「脆弱性の評価（分析、課題の抽出）」、「強靱化のために必要な取組の検討」の4つのステップで評価を行っております。

138ページをお願いいたします。「第3項 想定するリスク」では、本町で過去に起きた風水害や地震等を考慮して、想定するリスクを「大規模自然災害」としております。また、対象とする自然災害については、2つの丸のとおり、台風や豪雨等による風水害と大規模地震による災害としております。

次に、「第4項 『事前に備えるべき目標』と『起きてはならない最悪の事態』の設定」では、国及び県の強靱化計画との調和を図り、139ページにかけて、表の左の列、8つの「事前に備えるべき目標」と、表の右の列、36項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、まとめております。

なお、8つの「事前に備えるべき目標」は県の計画と同様であり、また36項目の「起きてはならない最悪の事態」については、県の計画から本町にそぐわないもの、例えば津波に関する記載や海沿いの複合災害に関する記載などを除いたものとしておりますが、ほとんどを県の計画と同様の内容とし、整合を図っております。

140ページを御覧ください。「第5項 脆弱性評価の結果」では、先ほど説明いた

しました「起きてはならない最悪の事態」ごとに課題を抽出し、ページ中段の表の右列、「回避に向けた評価結果」として150ページにかけてまとめております。この評価結果につきましても、県の計画における評価結果をもとに、本町の課題との整合を図り、課題の抽出を行っております。

151ページをお願いいたします。

「第3節 強靱化の推進に向けた取組」についてでございます。

まず、「第1項 強靱化の推進に向けた分野の設定」では、150ページまでに記載した脆弱性評価の結果をもとに、回避のために取り組むべき施策を検討し、総合計画の6つの基本目標に基づき分野を設定しております。①から⑥までの分野名については、6つの基本目標それぞれの内容をもとに設定しております。

次に、「第2項 各分野の強靱化に向けた取組」では、総合計画の各分野における具体的施策と、脆弱性評価で設定した36の「起きてはならない最悪の事態」の関係を表に整理したことを示しています。

表につきましては、152ページを御覧ください。表の左側を総合計画における具体的施策、表の右側を36の「起きてはならない最悪の事態」として、それぞれが結びつく箇所に黒丸を記載しております。つまり、この表により、総合計画における分野別施策を、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組として結びつけております。

第6次熊野町総合計画の策定についての説明は以上でございます。

なお、第6次熊野町総合計画基本構想につきましては、熊野町総合計画策定条例第5条の規定により、熊野町総合計画審議会への諮問が必要であることから、令和2年3月17日付で諮問を行い、去る2月19日に当審議会から「適当である」との答申を頂きました。これを受けまして、同条例第6条の規定により、3月定例会において基本構想の策定について御審議をお願いすることとなりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いいたします。質疑はありませんか。

福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 薄いほうの概要版の4ページ、将来人口の見通しという御説明があるんですけども、そこですね。令和2年以降、国立社会保障・人口問題研究所さんが出されておる推計と赤い線での将来展望推計との2つの線が出てきております。上のほうには目標人口2万1,000人という書き方もあるんですが、下の黒いほうはある程度学術的といいたいまいしょうか、きちんとした何かのデータに基づいてされておる推計、そして赤いほうは単に目標というような捉え方でいいんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 黒い線でございますけれども、これは国立社会保障・人口問題研究所が統計をとったものですので、これは公表されている数値になっております。その赤い将来展望推計ということで、こちらのほうは総合計画、あるいは総合戦略を進める上で人口減少を抑えようという施策を盛り込んで、この赤い数値のほうを維持していこうという数値になっております。ですので、こちらのほうは推計として令和12年には2万1,000人、施策を講ずることによって2万1,000人を維持していこう。また先の令和42年度におきましても1万5,000人を維持していこうというようなことで人口の見通しをしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） いろいろですが、第6次の熊野町総合計画ができたようでございます。今回は特にサステイナブルということが出てきておりますけども、常にこういうものは1次から6次まで来ているわけでございます。5次の総括はしてありますか。というのは、どこまで計画を立てて、どこまで実行できたかと。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 5次の総合計画の成果でございますが、毎年、KPI、指標で

すね。指標の達成度を確認しまして、毎年、9月ぐらいになると思うんですけども、公表をホームページ等でしております。それで達成度がいつてないところとか、いつてるところとかを確認しまして、進捗状況を確認し、この施策を進めるべきなのか、あるいは考えなくてはいけないのかというようなことを検討しながら現在進んでいるような状況です。ですので、現在、令和元年度の分についてはホームページのほうで公開しておりますので、そちらのほうを御覧いただければありがたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ホームページを見とらんで申し訳ないんですが、総括で書類、アウトラインで結構なんですけど、これとあわせて私どもにも打ち出していただいても結構なんですけど。

道路計画なども、今回は海田方面になるんか、広島市方面になるんか、道路が入っております。これのどういう経緯でここへ入ってきたか。過去、12年なり、いろいろ動いてきておろうと思うんですね。このあたり、計画倒れにならないように、これが実際本当にできるのかどうか。言わば計画ですから予算は今からつけてくることだと思うんですけども、でも国ももうじきお金が出しづらくなるようにも想定できますし、財源的なものはどういうふうにするのかということの見通しもないと、絵に描いた餅になるのが常だろうと思います。

いろんなことを申しますが、第5次の総括の資料をちょっと頂きたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 資料のほうを提示させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、それでは第6次熊野町総合計画の策定については、目指すべき将来像の実現に向けて、計画に基づいた施策や事業を実施いただくよう要望し、また3月定例会で関係議案が提出されるようですので、改めて審議することとし、次の報告に移りたいと思います。

続いて、報告案件、令和2年度3月補正予算及び令和3年度当初予算について、執行部から説明を受けたいと思います。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） それでは、令和2年度3月補正予算（案）及び令和3年度当初予算（案）につきまして、その概要を資料3により御説明させていただきます。

資料3をお願いいたします。

まず、令和2年度3月補正予算（案）における予算編成の基本的な考え方でございますが、国の補正予算で措置された事業及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業につきまして計上をしております。これらを翌年度に繰越事業とすることで、令和3年度当初予算と一体的に事業を進めてまいります。また、その他につきましては、予算整理による減額や繰越明許費の追加を行っております。

こうした考えをもとに補正予算を行った結果、一般会計は1億2,200万円の減により、本年度予算額は125億4,800万円となっております。

主な増額事業について、御説明をいたします。

「庁舎維持管理事業」では、臨時交付金を活用し、不特定多数が利用する庁舎での感染機会を削減するため、換気設備及び冷暖房等の機能を強化いたします。補正予算では、工事請負費1億5,000万円を計上しております。

続きまして、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」では、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するため、コールセンターの設置による相談及び予約システムの構築等の体制の整備を実施します。補正予算では、委託料など6,900万円を計上しております。

「筆の里工房周辺整備事業」では、国の補正予算による補助金を活用し、隣接する筆の里工房と一体となった観光交流拠点として公園整備を推進し、地域活力の向上を図ります。補正予算では、土地開発基金から買い戻すための公有財産購入費など1億500万円の計上でございます。

「避難路整備事業」では、熊野町災害復興計画に基づき、災害時に住民が円滑に避難できる道路を滝ヶ谷団地及び若宮・桃ヶ台団地に整備します。補正予算では、公有財産購入費など4,300万円の計上でございます。

「防災施設整備事業」では、防災拠点施設整備構想に基づき、西部地域の拠点施設として、くまの・みらい交流館敷地内にペット同伴避難に対応できる機能を備えた防災センターを整備いたします。補正予算では、工事請負費4,300万円を計上しております。

なお、この西部地域の防災センターにつきましては、補助金の所属年度により分けて計上しており、令和3年度当初予算におきましても、工事請負費3,700万円を計上し、一体的に事業を進めてまいります。

続きまして、「小中学校感染症対応事業」では、児童・生徒へ配備されるタブレット端末のさらなる有効活用を図るとともに、遠隔での授業実施など緊急時における学習機会の確保に向け、臨時交付金を活用し各教室に電子黒板を整備するなど、GIGAスクール構想を推進します。補正予算では、備品購入費など6,700万円の計上でございます。

ただいま御説明した事業以外にも増額計上の事業がある一方で、今年度の事業を精査した結果、減額となる事業もあり、補正予算額としては1億2,200万円の減額となっております。

令和2年度3月補正予算（案）についての説明は以上でございます。

続きまして、令和3年度当初予算（案）につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、予算編成の基本的な考え方でございます。令和3年度につきましては、住民の命と健康を守ることを最優先に、防災・減災対策の強化や感染症対策としての新しい生活様式へ対応しつつ、厳しい財政状況を改善することとしております。

次に、個別事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策及び熊野町災害復興計画の実施を最優先とするため、住民ニーズや客観的な根拠を的確に把握し、費用対効果を踏まえた事業の優先順位づけや取捨選択を厳格に行うこと。財政健全化の推進のため、新型コロナウイルス感染症対策、防災・減災対策の強化、子ども子育て支援の充実などの行政需要の増加に適切に対応しつつ、基金残高を平成29年度末の26億円程度まで戻すために、限られた経営資源を一層効率的に活用し、行政サービスの重点化・効率化に取り組むこととしております。

こうした考えのもとに予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は89億1,000万円となり、令和2年度当初予算額の93億5,600万円に対し、4.8%の減となっております。

続きまして、一般会計の歳入歳出予算の概要を、前年度当初予算比較により御説明いたします。

まず、歳入のうち、「町税」では、個人・法人町民税、固定資産税の減が見込まれるため、1.2%減の23億5,900万円。

「地方交付税」では、普通交付税で、総務省が作成する地方財政計画により、個別算定経費の増を見込み、4.5%増の22億8,300万円。

「国庫支出金」では、新型コロナウイルスワクチン接種負担金の増の一方で、災害復旧による負担金等の減により、13.2%減の14億800万円。

「県支出金」では、障害者自立支援等諸費県費負担金の増などにより、7.3%増の7億5,400万円。

「町債」では、緊急防災・減災事業債や災害復旧事業債の減などにより、20.3%減の6億8,800万円となっております。

次に、歳出でございます。

まず、「総務費」は4.8%増の11億4,500万円。役場庁舎の大規模修繕や筆の里工房事業の増などによるものでございます。

続きまして、「民生費」は4.6%増の38億5,100万円で、障害者総合支援事業や保育所運営事業の増などが原因でございます。

「衛生費」は16.4%増の7億6,200万円。新型コロナウイルスワクチン接種事業や廃棄物中間処理・最終処分場事業の増でございます。

「土木費」は8.4%減の8億7,800万円で、コーポラス熊野管理事業の外壁改修工事や町道深原公園線・鞆ノ河内工区新設事業の減などによります。

「教育費」は6.5%減の8億8,800万円で、トイレ改修工事を計上していた小学校大規模改造事業や町民体育館の照明LED化工事を計上していた社会体育施設管理事業などの減によります。

次に、主な事業を部門ごとに御説明いたします。表に記載の中から主なものを御説明させていただきます。

まず、総務部です。

「庁舎維持管理事業」につきましては、庁舎の外壁改修工事及び屋上防水改修工事等を行い、外壁の落下防止等の防災機能を強化するとともに、老朽化に対応した改修を行うための経費として1億円を計上しております。

一つ飛びまして、「観光推進事業」につきましては、地域が主体となった観光振興の実現に向けて、専門家による伴走型の支援により住民意識の醸成と地域の活性化を図るための経費として800万円の計上でございます。

次に、住民生活部です。

「災害予防及び応急対策事業」につきましては、二河川の浸水想定区域見直しに伴い、洪水ハザードマップを作成し町内全戸に配布するとともに、土砂災害ハザードマップの全町版を作成し、町ホームページで公開するための経費として1,300万円を計上しております。

次に、健康福祉部ですが、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を整備し、供給されるワクチン量や国が示す優先順位等を踏まえた実施計画に基づき、町民に対して円滑にワクチン接種を実施するための経費、7,400万円の計上です。

次に、建設農林部です。

通過交通の円滑化や通学路としての歩行空間を確保するための道路改良事業として、「町道呉萩線（呉地・萩原工区）改良事業」2,300万円、「町道城之堀線改良事業」2,500万円をそれぞれ計上しております。

「筆の里工房周辺整備事業」につきましては、補正予算でも説明しましたが、当初予算では造成工事などに7,300万円を計上しております。

次に、教育部でございます。

「学校支援事業」では、GIGAスクール構想の推進に向け、導入初期の技術的支援やICT機器を活用した教育の実務的支援を行う経費として1,100万円。

続きまして、「小学校施設維持管理事業」では、老朽化した校舎等の屋根・屋上の防水工事を実施し、安全・安心な教育環境を維持する経費として4,800万円の計上です。

また、「中学校施設維持管理事業」におきましても同様に3,300万円を計上してございます。

令和3年度当初予算（案）の編成状況は、以上のとおりです。よろしくお願ひいたし

ます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、令和2年度3月補正予算及び令和3年度当初予算について、現時点における編成状況についてはその概要を承知しましたので、3月定例会において改めて執行部から詳細な説明を求めることとし、次に移りたいと思います。

暫時休憩します。

再開は10時45分とします。

休憩 10時33分

再開 10時45分

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、全員協議会を行います。

続きまして、協議案件、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例案について、執行部から説明を受けたいと思います。

貞永住民生活部長。

~~~~~〇~~~~~

○住民生活部長（貞永） それでは、「熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例（案）について」を、お手元の資料4に基づき説明いたします。資料4は、2枚目がセンターの平面図、3枚目が条例（案）となっておりますので、1枚目の概要説明に併せて、それぞれを参照してください。

では、1枚目の概要説明、1の条例の要点につきましては、当該施設が地域防災拠点整備構想に基づき整備し、非常時には防災拠点として運営することや、平時は地域のコミュニティの場として住民に活用していただくことから、条例の趣旨、目的として、第1条で、町民の防災意識の高揚及び防災技術の向上などの地域防災の確立を図ることを目的として防災交流センターを設置し、次に掲げる事業を実施するものと規定しました。

また、第3条でセンターの行う事業として、①の防災意識啓発に係る防災教育の推進に係る事業、②の自主防災力の向上の推進に関する事業、③の防災資機材及び非常食等の備蓄に関する事業、④の地域住民のコミュニティ活動の促進に関する事業のほか、⑤として町長が特に必要と認める事業を実施することとしました。

次に、2の施設の名称及び位置につきましては、第2条で、初神に建設しているセンターの名称と位置をそれぞれ「熊野東防災交流センター」、「熊野町初神三丁目11番

13号」とします。施設名称は、長年地域で親しまれてきた東公民館の呼び名を一部残し、東防災交流センターとするもので、今後整備予定の施設にも西や中央の表現を用いたいと考えております。

次に、3のセンター職員につきましては、第4条で「センターにセンター長のほか必要な職員を置く。」として、センター長及びセンター員を配置します。なお、センター長は町長が任命しますが、従来からコミュニティ活動は公民館、みらい交流館が担ってきたことから、平時のセンターの管理運営等については教育委員会に事務委任する予定としております。

次に、4のセンターの使用についての(1)の使用の許可については、第5条で、センターを使用したい人は使用許可申請を行い、町長の許可を受けるものとし、センターの管理運営に支障がある場合におけるセンター使用の制限として、第6条で、①センターの秩序または善良な風俗を害するおそれがあるとき。②センターの施設及び設備が毀損するおそれがあるとき。③運営上支障があるとき、及びその他町長が不相当と認めるときに、センターの使用を許可しないこととします。

また、(3)使用許可の取消しについては、第7条で、①条例または規則及び指示に違反したとき。②使用者が使用条件に違反したとき。③使用の制限に係る事態が発生したとき。④センターが災害その他の理由により利用できなくなったとき。及び⑤管理上の都合により町長が特に認めたときには、使用の許可を取消し、または使用の停止を命ずることができるものとします。

次に、5の使用料については、第8条に基づき別表に規定しておりますが、センターの全ての各部屋等の料金を左側の一覧表にしておりますので御覧ください。各室の使用料の1時間当たりの単価は、くまの・みらい交流館の使用料を参考に、おおむね1平米当たり8円として各室の大きさを乗じて、10円未満の端数が出ないように算出いたしました。各部屋の位置は、2枚目のセンター平面図で①から⑮までの番号をつけておりますので御確認ください。ちなみに、最高額は2階の防災ホールで760円、最低額は小会議室の100円です。また、シャワーにつきましては時間単位ではなく、使用1回当たりといたしました。

なお、地域カフェ、ライブラリーコーナー、ラウンジコーナー等は、壁などで仕切られたスペースではないことや、町民の方が休憩や待ち合わせなどで日頃から利用していただくことで、避難所として抵抗感なく避難していただける環境づくりのため、使用料

を徴収しないことといたしました。

また、使用時間に1時間未満の端数があった場合や、町外者の利用、ステージ利用の追加料金、開館時間外の利用につきましては、みらい交流館と同じようにしております。

次に、(2)の使用料の減免につきましては、従来の公民館、みらい交流館と同様に、使用目的が①公用または公益事業のために使用するとき。②防災意識啓発に係る防災教育の推進のために使用するとき。③その他特別な事情があると認められるときには、使用料の全部または一部を免除することができるものとします。

次に、6の施行日につきましては、センターの工事完了時期が遅れることから、引渡し後に行う備品等の納品や開館準備の状況を考慮して、規則で施行日を定めるようにいたします。

次に、今後のスケジュールについてですが、来月の議会定例会にこの条例案を提出いたします。また、関連議案として、東出張所の位置を東公民館内から東防災交流センター内に変更するための熊野町出張所設置条例の一部改正条例案及び東公民館を廃止するための熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正条例案も同時に提出いたします。また、熊野東防災交流センターの備品購入予算の繰越補正予算案も提出いたしますので、御審議のほう、よろしく願いいたします。

続いて、4月30日には東公民館を閉館し、5月上旬に熊野東防災交流センター建設工事完了、引渡しを受け、以後、備品等の搬入を行い、6月上旬に利用を開始する見込みとしております。

以上で、説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番(山野) シャワー室なんですけども、開館してから平常時でも使えるんでしょうかね。避難時だけの使用とされるんでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 平常時に使うように設定をしております。その場合1回100円ということになります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 平常時に使うというのは、一般の町民が例えば何かしたときに、汗をかいたからそこでシャワーをするとかいう意味なんではないでしょうか。結構、後のメンテナンスがちょっと常時使われると非常に大変だと思うんですけど、その辺のことはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 常時使われるのはやっぱり施設を利用された方が汗をかいたときだというふうに思っておりますし、ふだんから使うというのはやっぱり故障等の発見という形で、使えるかどうかというのを、ふだん使っていて故障等があれば直すということの点検の意味も兼ねておるというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 和室があるんですが、和室は一応何畳の和室になりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 2階にあります和室の畳数なんですが、申し訳ございません。正確なところは畳数では把握はしておりませんで、35.52平米というところで、約10畳程度、すみません、35平米程度という形で御認識いただければと思います。20畳。

~~~~~○~~~~~



演会など、これはいかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） こちらの東防災交流センターにつきましては、現在のみらい交流館と同じような使い方をしていきますので、民間の方の御利用とかもできるようになっております。先ほどの条例の第1条の目的に合いまして、それぞれの使用の使用制限等に引っかからずになりますと、最後9条の減免とかも適用できて、防災関係であればそういう減免も使えての利用が住民に方々にもできようかと思えます。

営業の方も、それなりの部屋の使用料を払っていただければ使えるようなこととなりますが、第6条の、そちらのセンターの使用制限にかかるものでなければ可能だと考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） それとイベントのときのキッチンカーなどの受入れというのは可能ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内建設農林部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部技術次長（寺垣内） 駐車場部分のちょっと玄関の表スペースとかには、イベント広場です、こちらのほうには可能となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 可能ということで、そのときの場所代とかはどうなりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） イベント広場については料金の設定をしておりませんので、料金の発生というのは考えておりません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） ただ、これ要請があれば受け入れるということでもいいんですか。ただで。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 施設内での営業、収益目的のものということではありますけども、イベント等である程度のものは今まででもやってきたところもあると思うんですけども、やっぱり公共施設ということで、あまりちょっと度が過ぎるものについては制限をさせていただきたいというふうには思っております。それにつきましては、今後、規則のほうで、どの辺までというのを検討しながら作ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） いいですか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ちょっと今、気づきまして、このホール、前へ下がっておりませんか、ステージに向けて。やっと詳しい資料が出たんで見ましたんですが、いかがですか。把握されてますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 今のところ、ホールにつきましてはフラットというふうにお聞きしておりますけども。

以上です。



と考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。

更地になったときというのは、もうしばらくは町管理として面倒を見ていくということになるんでしょうね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） そのとおりです。更地にして、その前にいい案があればまた考えますが、一応更地にして、その後はまだ活用方法は今から検討してまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 障害者の駐車場についてお尋ねしたいんですけど、この場所なら、例えば雨が降った場合に、同乗者がいない場合に1人で車いすからいって車をまた戻さないといけないというのは、こういったその辺のところはどうなさったんでしょうか。雨のときの対策を考えてらっしゃるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 障害者の駐車スペースでございますが、こちらの2枚目の平面図のほうを御覧いただけたらと思うんですが、そちらの②番の奥にもう一つ駐車スペースがございます、こちらは屋根がついておりまして、こちらから止めていただきますと、軒を通りまして玄関先まで行けるようになっておりますので、雨の日の対策もできている状況でございます。

以上です。



~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 車は降りたところへ置いておけるんですかね。それともどこかまた移動しないといけないんですか。駐車場は確保できてますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 車なんです、2台という限定的なところではあるんですが、そのまま置いていただけるような状況となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 避難所になったときのことなんです、避難所になった場合にペット同伴の避難場所というのはここにはあるんですか。そういうふうな仕切りみたいなものを作る予定とか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） ペットの避難場所、避難する部屋でございますが、こちらの平面図の①番が避難する場所となっております。こちら表からというよりも、スロープの周りから回り込んで奥からも入れるようになっておりますので、こちら奥から入りまして、ペット同行避難という形にはなるんですが、こちらでケージのほうに入れていただいて、ペットは①のお部屋に、避難者は別のお部屋にという形で現在考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ペットは自由に人とは触れ合うというか、会えることはできるような環境なんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） こちらペットのお部屋では、ケージに入れてですが、出入り是可以るような状況を考えております。町のほうでもケージを幾つかは用意してあるんですが、基本的にはお持ちいただいて、自分のペットの管理といいますか、お世話をさせていただくように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 大体何頭分というか、あれはありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） すみません、詳細なペットの頭数という形ではないんですが、町としまして今ケージを用意させてもらってますのが、中型、大型で10個、各避難所。こちらでありますと10個ほど御用意させていただくようにしております。あとお持ちいただいたケージを、猫とかというところも合わせまして、その棚を今からちょっと調達、用意を整備していくんですが、棚のほうに置いていただくような格好で、一緒に同行いただくペットの大きさにもよるかとは思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 使用料の減免についてなんですけれども、公用または公益事業のために使用するときということなんですけど、もう少し詳しく教えていただければと思います。

〇議長（大瀬戸） 花岡課長。

〇防災安全課長（花岡） こちらにつきましては、初神消防団とかも入ってまいりますので、利用がございますので、初神消防団の利用などもその一つと考えております。あとは各自治会さんの御利用、今までどおり各公民館、みらい交流館などで利用されている状況と同じ状況であれば減免の対象となろうかと、自治会さんで活用されている状況と変わりなければ、同じように減免の対象になろうかと考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） 公用と公益事業ということなので、グループ活動の場合は使用料を取ると考えてよろしいですか。

〇議長（大瀬戸） 花岡課長。

〇防災安全課長（花岡） グループ活動さんの内容にもよりますが、②番にありますような防災啓発というか、防災教育というようなところに当てはまってくると、そちらは減免の対象にも入ってこようかと思っておりますので、申請の際に目的のほうで確認のほうをさせていただけたらと考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） すみません。例えば今東公民館のほうで活動されている方がたくさん、いろいろなグループがいらっしゃるんですけども、そういった方たちが使用するときには使用料は取るということよろしいですか。

〇議長（大瀬戸） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○防災安全課長（花岡） 各公民館での活動につきましては、今までどおり、料金のほう、  
使用料を頂くような感じになります。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 山野議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○14番（山野） 調理室のボイラー、湯沸かしをどうするのか。あるいは、シャワー室  
の場合は、例えば何台かを使った場合には大型の湯沸かしを使うのか、その辺のことを。  
途中で湯が切れたというようなことがないような状況で。大丈夫ですかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部技術次長（寺垣内） そちらのほうは問題ないようには設計はさせていただ  
いております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

片川議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（片川） いじめる気はないんですが、肝煎りの事業で始められたんですよね。今、  
お伺いしとって、ペットのケージをどのぐらい置けるか、収容がどのぐらいできるかとい  
う想定もされてない。漠然と、持ってこられりゃ持ってこられただけの数字よという  
ような設計ですか。意匠オンリーの設計をなさったんでしょうかね。何平米と書かれて  
あった和室の件に関しても、何畳あるものか答弁ができない。これ設計図書平面詳細に  
うとうてあるんじゃないんですか。うたわずしてどういう入札をなさったんでしょうか  
ね。見積りの根拠が出てきませんよね。畳を何畳敷くのか。和室の床の仕上げをどうい  
うふうにするのか。どういう入札執行をされましたか。執行状態がおかしいんじゃない  
んですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） 入札に際しましては、部屋ごと、スペースごとに詳細な仕様を当然示しております。それで、おおむねの面積につきましては今見ていただいております5番の使用料の表の右側のほうに、これ平米数ですけれども、示しております。それと、先ほど御質問の床の仕上げですね。ああいうものについても細かいところまで示して、それに基づいて施工してもらおう。または業者のほうから提案があれば、それに基づいて協議して、変更するというような手順を進めております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ちょっと待ってください。業者のほうの提案があればというのは、執行するのにおかしいんじゃないですかね。そもそも基本設計があって、それに基づいて行政のほうで見積りをなさって、何らかのもとに見積りをなさって、それを入札執行されて、それから工事を進捗していくのが当たり前の流れですが、業者のほうから云々というのは別として、詳細な図面があった上で執行しとるというのであれば、今、花岡課長何じゃろうと答えられたはずですよ。何か今のを聞けば、言いたくないですけど、予算ありきで入札執行し、そして工事を進めていく上でええようにやっていきやええじゃないかと。プロポーザルで諮った事業であるから、意匠を保って、話題性を持ってやるときゃ、中身がないように聞こえますけどね。もうちょっと分かりやすい説明を頂けますか。なぜ水原議員が質問したことに対して答弁がちゃんとまともにできないのか。これ詳細図面があったら答えられますよね。これ今黙っておって議会で質問したほうがよかったですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） 先ほどの水原議員さんの御質問の、どのぐらいペットを収容できるかということにつきましては、建築のほうで対応するようにしておりませんで、この平面図でいきましたら①の部分なんですけど、そちらのほうに、ちょっと今の段階で何

段になるかは分かりませんが、柵を設置しまして、そこに並べるということを考えております。ということで、ケージの大きさによりまして当然収容できるケージの数も変わってきますし、柵の段数によっても変わってきますので、取りあえず町のほうで用意するケージは10個ですかね、それを予定しておるということでございます。建築のほうでそういった柵等を設置するようにはなっていないということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） わかりましたが、設計段階において大体何平米だよと。設計士が設計されるわけですから、大体このぐらいのスペースであれば1段、2段、3段とつけたときに、こういう柵の配置をしてケージを置きますよと。そしたら大体平均的なケージでこのぐらい置けますよと。犬、猫等、ペットに関してどのぐらい収容できますよと。それを想定に、この平面においてここに位置をとると。だからここが適当であろうという設計に基づいて建築するもんだろと思うんですね。もちろん設計士のほうからそういう提案もあったはずですよ。それと同様に、和室の畳数が答えられない。仕上げが決まっていけないと言いますよと一緒ですよ。詳細が決まっておれば、仕上げははっきり答えられます。ただ変形の、アールであるから変形の畳が何枚つきますよとか、四角い畳が敷けないから、そこは仕上げを変えますよと。これあってしかりでしょう。こういうところをお伺いしよるんですね。どういう執行の仕方をされよるのかということ。見積りの根拠がないでしょう、答えれんということは。それは花岡課長だから答えられなかったんですか。どなたが管轄されて、その設計図書をちゃんと審査されて。

何度か、今までの全協の中で荒瀧議員が再三質問なさつとる。ここへ至るまでの経緯をですね。その上でしっかりした設計の上で執行しますということだったと思いますけど、畳の畳数、和室の仕上げすら分からんような設計図書でどういう工事をなさるんですか。何を根拠に入札をされたんですか。そこをお伺いしたかったんです。無理と定例会で、録画のあるところでこんな問い方をせんでええから今日聞かせていただいたんですが。住民の意見をしっかり聞いて、そしてプロポーザルに基づいて、自信を持った事業じゃなかったんですか。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 御指摘のとおりであります。大変申し訳ありません。今回、これをプロポーザルということで、確かにこちらが示したものに対して業者が提案したものがまずベースになったというのが事実でございますが、今おっしゃいますように、じゃあ和室を作ったら、じゃあ畳の部屋は何ぼとれるんかとか、そういうのがちゃんとやりとりができとんかということをおっしゃっているんだらうと思うんですよね。そういう面で、部内での横の連絡が今説明できないという状態になってますので、これは大変申し訳なく思っております。どういう機能を持たすかというほうがむしろ重要なことなので、こちらのほうを追ってきっちり説明ができるように、整理をし直したいと思えます。設計上、今御指摘のとおりだと思います。準備不足だと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 定例会までに分かりやすい資料をそろえていただきまして、ちゃんとここにおる最低限議員が納得した、執行されたんじゃということをお納得できるように、ぜひとも提示していただきたいと思えます。終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、このあたりでまとめさせていただきます。

ただいまの熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例案については、ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえて検討いただくことを要望し、3月定例会で関係議案が提出されるようですので、改めて審議することとし、まとめたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、報告案件、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定について、執行部から説明

を受けたいと思います。

時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） それでは、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定について、お手元に配付しております資料5に沿って御説明をさせていただきます。

本計画の策定に当たっては、昨年7月に実施いたしましたアンケート調査の結果を踏まえ、現行計画の進捗状況を点検・評価した上で、熊野町地域自立支援協議会において御意見を頂き、原案を取りまとめました。

資料1枚目、左側を御覧ください。

まず、「1 策定の主旨」でございますが、障害者の地域での自立した生活を支援するために取り組むべき施策の方向性を定めた「熊野町障害者保健福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、成果目標やサービス見込み量を推計したものでございます。

次に「3 計画の期間」でございますが、下段の表にありますように「熊野町障害者保健福祉計画」の計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間、このたび策定する「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間となっております。

次に、1枚目の資料、右側を御覧ください。

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき策定するもので、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの、3年間の計画期間における利用見込み量や成果目標を定めたものとなります。また、国の基本方針を踏まえた上で、県の障害福祉計画・障害児福祉計画とも整合性をとりながら作成をしています。

成果目標につきましては6つ掲げております。

目標1から4までについては、前回の計画から引き続き目標としている項目です。数値については、国の基本指針を踏まえながら、本町のこれまでの実情と現状を考慮した上で設定を行っております。

新規目標として、5つ目の「相談支援体制の充実・強化等」でございますが、総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援体制の強化を図ることが重要なことから、相談支援事業所の人材育成と地域の相談機関との連携強化の取組を実施するというものでございます。

次に、6つ目「障害福祉サービスの質の向上」についても新規目標としています。令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、県が実施する研修への職員参加を年間5人、及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行い、支払い事務の効率化と適正化を図るものがございます。

次に、2枚目を御覧ください。

2枚目は、「第2期障害児福祉計画成果目標」です。障害児とその家族に対する支援について定めています。

成果目標1「障害児支援の提供体制の確保」については、前回の計画から引き続き成果目標としている項目に加え、新たに「医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置」を目標としています。

次に、成果目標2については、発達障害者等に対する支援が新規に加わっています。ペアレントトレーニング等の支援プログラム受講者数を令和4年度1人、令和5年度2人を目指します。また、ペアレントメンターの育成及びピアサポートの活動への参加者数を令和5年度までに3人を目標としています。

次に、「主な障害サービス見込み量」ですが、障害者サービスと障害児サービスを一つの表に示させていただいております。どのサービスも利用実績などから増加を見込んでいます。特に、就労に関するサービスは種類も豊富で提供事業者も多いことから、利用の増加を見込んでいます。また、障害児サービスについても、未就学児の児童発達支援、就学児の放課後等デイサービスなど、利用者の増加が近年著しいことから、大幅に増加することを見込んでいます。

サービス提供事業所の確保については本町のみで対応することが難しい部分もございますので、今後、近隣市町と情報共有を図りながら進めていくことといたしております。

この計画の成果目標の達成及び見込み量の確保については、熊野町地域自立支援協議会で協議した上で、事業所や関係機関と連携し、協働による取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、それでは、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定については、今後、障害福祉サービス等の利用がますます増加していく中、この計画の進捗状況を把握しながら円滑に事業を進めるよう要望し、次に移りたいと思います。

続いて、協議案件、熊野町精神障害者医療費支給条例の制定について、執行部から説明を受けたいと思います。

時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） それでは、熊野町精神障害者医療費支給条例の制定につきまして、お手元の資料6により御説明をさせていただきます。

まず、1の概要からでございます。広島県が定める福祉医療費公費負担事業補助金交付要綱が、令和3年度から新たに一定の要件を満たした精神障害者についても医療費補助の対象となるよう拡充される予定でございます。これに伴いまして、本町でも精神障害者に対する医療費の助成を開始するため、条例を新たに制定するものでございます。

次に、2の施行日でございますが、令和3年4月1日とさせていただきます。

次に、3の対象者でございます。以下の要件を満たす人としております。

まず、熊野町に住所を有する人。精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、このうち自立支援医療受給者に限るということとしております。次に、65歳未満で国民健康保険、社会保険等、各種健康保険の被保険者、または65歳以上で後期高齢者医療による被保険者。それから、一定の所得要件に該当する方。これら全てを満たす方を対象者とさせていただきます。

次に、4の助成内容についてでございます。受給者の医療費のうち自己負担分に対して助成を行い、受給者は下記の表の区分に応じた一部負担金を支払っていただきます。

通院医療費、指定訪問看護、柔道整復師、あん摩マッサージ師、針師、灸師による施術につきましては、1保健医療機関等につき1日200円を、1か月間の間、4日まで負担をしていただきます。1か月のうちの5日以上は一部負担金はもうございません。

調剤費については、一部負担はございません。

治療用装具費については、窓口では一度全額負担をしていただきますが、その後に償還払いの申請を頂きまして、健康保険からの給付と合わせて一部負担金がなくなるように支給をいたします。

次に、5の受給者証の有効期間でございます。毎年8月1日から翌年7月31日まで

の1年間とさせていただきます。また、所得情報を参照し、毎年8月1日に受給者証を更新いたします。前年度対象となった方につきましては、更新手続は不要でございます。こちらで所得状況等の参照をさせていただきます。

対象とならなかった人については、翌年7月に申請の勧奨通知を発送いたします。

本年、この制度が開始となりますので、今年は4月1日から7月31日までの受給者証を発行させていただき、8月1日に1回目の更新ということになります。

次に、6の費用の補助についてでございます。こちらについては、県費による補助がございまして、補助率が2分の1となっております。

最後に、7の今後のスケジュールでございます。今後の予定といたしましては、3月定例議会において条例案を提出させていただき、議会で御承認いただきました後に、3月中旬に申請書の受付を開始します。また、同時期に熊野町医師会に対し制度説明を行わせていただきます。3月下旬には受給者に対し、受給者証を発送するようになりたいと思っております。

また、制度の周知につきましては、4月の町広報、それからホームページの掲載により、広報させていただくこととしております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに意見はありませんか。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 1番ですが、令和3年度から、新たに一定の要件を満たした精神障害者であるんですが、具体的にはどのような状態のことをいうのか。それと、熊野町には対象者はどれだけいるのか、教えていただきたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西岡） （3）の対象者に該当される方ということになります。まず、熊野町に住所を有する方で、精神障害者保健福祉手帳1級を所持していらっしゃる、現行の制度でございます自立支援医療受給者、こちら精神通院の受給者証をお持ちの方

ということになります。あと、何らかの保険に入っている方ということになります。

対象者の人数でございますが、熊野町で精神障害者保健福祉手帳1級を所持されている方が10名いらっしゃいます。このうち入院されている方、あと原爆手当を受けていらっしゃる方、あと重度医療を既に併合障害等で重度医療を受けていらっしゃる方がいらっしゃいますので、実際には5名程度になると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 今の、先ほどの説明ですと、入院されている方や原爆手帳を持たれている方、重度医療の方と重複しないということですよ。これ精神通院に限るというふうに書いてあるんですけども、町内に精神通院できるところはないんですが、安芸区のほうに行かれてるのかなと思うんですけども、どちらのほうに通われている方が多いのかということをお教えいただければお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西岡） 通院の状況を確実にちょっと把握しておりませんが、自立支援医療受給者証の申請でこちらのほうに申請書をお持ちいただいておりますので、そちらのほうでいいますと、焼山、あと瀬野、あと坂のパレアモアですか、そちらが多いかと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） すみません。これ対象者に対する説明なんですけれども、御家族の方に説明をするということになると思うんですが、どういった形でされるのか、具体的にお伺いします。

〇議長（大瀬戸） 西岡次長。

〇健康福祉部次長（西岡） この制度の説明につきましては、基本的には郵送で御案内をさせていただくこと、各戸にさせていただくこととなります。その上で、問合せ等の連絡先等を明記した上で、連絡いただければ担当者のほうで説明をさせていただければと考えております。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） それでは、質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。

ただいまの熊野町精神障害者医療費支給条例の制定については、3月定例会で関係議案が提出されるようですので改めて審議することとし、まとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、協議案件、熊野町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について、執行部から説明を受けたいと思います。

時光健康福祉部長。

〇健康福祉部長（時光） それでは、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画につきまして、お手元の資料7により御説明をさせていただきます。資料の1枚目、A4判の概要によって説明させていただきます。

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画につきましては、熊野町高齢者保健福祉推進協議会において、昨年実施したアンケート調査と現計画の進捗状況やサービスの利用実績を踏まえて取りまとめたものでございます。

まず、1、計画の趣旨でございます。本計画は、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年と、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22年までの視点をもって、介

介護保険制度の改正及びこれまでの本町における取組等を踏まえまして、地域包括ケアシステムの確立を図ることを目的に、「地域包括ケア計画」と位置づけまして、令和3年度から令和5年度までの3か年の「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」を策定するものでございます。

計画の目指す姿と基本理念についてでございます。

目指す姿は、熊野町第6次総合計画においても掲げております「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」としております。基本理念は、住み慣れた地域で、希望と生きがいに満ちて健やかに暮らすことができる『「ひと」と「まち」のちょうどいい関係を育む「熊野」』を目指すため、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

計画の基本目標及び取組についてです。計画の基本目標を3つに分けて定め、それを達成するための具体的な施策の取組についてまとめております。

まず、1つ目の「基本目標1」については、「支え合い、認め合う地域づくり」といたしまして、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

2つ目として、「基本目標2」の「いきいきと活動するための環境づくり」については、介護予防の充実に取り組んでまいります。

3つ目といたしましては、「基本目標3」の「安心して暮らすための基盤づくり」につきましては、介護サービスの質の向上及び環境整備に取り組んでまいります。

次に、4、保険料について御説明いたします。まず、保険料については、こちら基準額となりますが、来期の保険料は第7期と同額の年額6万8,355円、月額にして5,696円としたいと思っております。

算定の方法でございますが、まずは令和3年度から令和5年度の高齢者人口及び要介護・要支援認定者数の推計を行います。次に、今後3年間の介護給付費・地域支援事業費の見込み量を算出します。それから、3年間で第1号被保険者の保険料で賄うべき給付費を算出いたします。この保険料で賄う金額というのは、一つ前で算出した見込み総額の23%の金額となりますが、国の調整交付金の見込みにより、これで少し前後することがございますので、3年間でそれぞれ24.4%から25.1%になると推計をいたしまして算定をしております。最後に、一つ前の「3年間で第1号被保険者の保険料で賄うべき給付費」を、第1号被保険者数で割りまして、令和3年から令和5年度までの保険料の基本額を決定いたしました。

なお、保険料の算定に当たりましては、これまで保険料の余剰分を積み立てておりま

した介護保険準備基金から今回5,540万円を取崩し、負担軽減を行いたいと思っております。また、今後につきましてもこの基金を活用いたしまして、負担の激変緩和等を図ってまいりたいと考えております。

最後に、条例の改正についてです。3月議会におきましては、記載しております5つの条例の改正を提出させていただきます。

まず、介護保険条例につきましては、保険料基準額は据置きとなりますが、所得段階における所得金額の基準額、こちらを国から示されたものと併せて改正をいたします。

それと、介護保険法施行令の一部改正に伴う改正となります。その他の4つの条例改正につきましては、国の省令の改正に基づく改正となると思います。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。

ただいまの熊野町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画については、今後3年間で取り組むべき事項について適正に取り組んでいただくことを要望し、また3月定例会で関係議案が提出されるようですので、改めて審議することとしまとめとしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、報告案件、筆の里工房周辺整備事業について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） それでは、報告案件となります。8番、筆の里工房周辺整備事業について御説明いたします。

A3判1枚ものの資料8を御覧ください。

まず、項目番号1、報告の「要旨」でございます。令和2年5月の全員協議会で御説明いたしました筆の里工房周辺整備事業について、コロナ禍における社会情勢、国や本町の財政状況を踏まえ、令和3年度以降の改定後の事業スケジュールにつきまして、御報告をいたします。

項目番号2「現状の課題」でございます。

1点目、自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症により、国・地方を通じて極めて厳しい財政状況にあり、さらにはコロナ禍における自粛要請や緊急事態宣言などにより、観光や飲食をはじめとした社会経済へのダメージも深刻な状況でございます。

次に、2点目、令和2年3月に広島市において大型公園事業（旧市民球場跡地整備）の発表がございましたが、本町にも国の交付金の予算配分に大きな影響があると懸念しており、当該事業への予算配分の将来見込みは依然として不透明な状況でございます。

続いて、3点目、このような将来見込みが不透明な状況下で駐車場1から整備し、整備が難航した場合、過大な駐車場を中長期保有する事態になることが想定されます。

次に、項目番号3「従前の整備手順」でございます。資料の右側、参考図面の右上「従前の整備手順」と併せて御覧ください。令和2年5月の全員協議会で御報告いたしました整備手順につきましては、駐車場1から着手し、続いて調整池、交流ゾーン、公園空間、交流施設の順で整備する方針でございました。

次に、項目番号4「今後の整備手順」について御説明いたします。先ほどの項目番号2「現状の課題」を踏まえ、項目番号3の「従前の整備手順」を見直し、「第1ステージ」と「第2ステージ」に分け、本町の財政負担を極力抑え、無理のない投資で効率的・効果的に整備を進めてまいります。

第1ステージは、町民の皆様の交流と憩いの場、筆文化の発信や芸術振興の拠点となり、費用対効果が早期に発現できる、交流ゾーンの造成及び交流施設を優先して整備に着手いたします。また、既存駐車場を活用することで当面の事業費を抑えることが可能となります。

続いて、第2ステージにつきましては、その時の課題に対応しながら、駐車場1、調整池、公園空間と駐車場2の順で整備を進めてまいります。

次に、項目番号5「第1ステージにおける整備内容」について御説明いたします。交流ゾーンの造成面積でございますが、おおむね5,000平方メートル程度を造成いたします。また、既存のぬくもりの園を生かしつつ、交流ゾーンから筆の里工房へ向かう

通路の整備を行ってまいります。交流施設の建築についてはPFIの導入検討を並行して研究し、キッチンカーや仮施設での物販等を実施するなどして、慎重に検討を重ねて整備してまいります。

最後に、項目番号6「スケジュール」について御説明いたします。現在、既発注業務である実施設計につきましては、この整備手順に基づき、交流ゾーン、庭園空間及び通路の実施設計を進めております。また、既発注工事につきましては、駐車場3及び人道橋の整備を進めておりますが、災害復旧工事の影響により、杭工事の施工業者の確保が困難であったことから、令和3年に引き続いて整備を進めてまいります。

項目番号4の「今後の整備手順」で御説明いたしました「第1ステージ」については、令和3年度から令和8年度の間で予定しております。「第2ステージ」については、令和9年度以降になるものと考えております。

最後になりますが、事業推進に当たっては、コロナ禍における状況、国・本町の財政状況、整備後の施設運営に影響する懸念事項など、様々な要素を踏まえて慎重に検討を重ねつつ、町民の皆様の交流と憩いの場、筆文化の発信や芸術振興の拠点づくりは、本町のまちづくりにおいて極めて重要な施策であることから、引き続き、着実に事業を進めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告についての質疑があればお願いいたします。質疑ありませんか。

福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 大幅な変更だと思われま。面積、ざっくりの話ですけども、半分以下の造成ということになるんだと思うんですけども、その認識で間違いはないですか。4分の1ぐらいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内建設農林部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部技術次長（寺垣内） 第1ステージといたしましては、造成面積約1ヘクタールということで間違いはないです。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 福垣内議員。

〇2番（福垣内） 予算がコロナもありましたのでという御説明だったんですが、それだけ大きな変更でしたら、もっとしかるべき方向といたしましょうか、丁寧に協議をしてもいいものではないかと。こういうふうに変わりましたという報告でなく、協議すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

〇建設農林部技術次長（寺垣内） 全体的な基本計画というのはそのまま引き継いでいて、将来的には基本計画、5月の全協で説明いたしましたとおりの形には持っていきたいと考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 民法議員。

〇11番（民法） 人道橋ですが、駐車場3のほうは今工事に入っているようでございますが、先ほど部長の説明にありました災害の遅れなどで着手が遅れているということなんですが、具体的にはどのような人道橋ができるのか。いつ頃また予定されているのか、分かれば教えていただきたいと思っております。

〇議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

〇建設農林部技術次長（寺垣内） 現在、人道橋の杭基礎というもの、この業者がなかなか災害関連で手が取れる業者がなかなか見つからない状況で、今現在は見つかって、杭基礎を作成中でございます。今の橋梁自体はもう今は順調には進んで、一応5月末、もしくは6月、今工程調整をかけておるところなんですが、駐車場まで完成する見込みでおります。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 民法議員。

〇11番（民法） 橋の長さ、またその幅が分かれば。

〇議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

〇建設農林部技術次長（寺垣内） 橋梁の幅員は2メートル、橋長、長さは11メートルでございます。

以上です。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

尺田議員。

〇5番（尺田） 先ほど沖田部長の説明の中にもあったんですけども、コロナ禍によって極めて厳しい財政状況ということがあったんですが、こういった財政状況の中とか、それを認識されとるにもかかわらず、これを、この事業を進めていくということなんですけども、いまいち意味が分からないんですが、ちょっと細かい説明をお願いします。

〇議長（大瀬戸） 岩田副町長。

〇副町長（岩田） まず、この整備計画そのものについてはどういう形でこれを進めてきたかというのは、もう既に御承知のことだと思います。それで、現在、この従前の整備手順というところの枠を見ていただきますと、これが当初からの計画でした。これで実は用地も買って、事業に着手しているわけなんですけども、これを進めていこうとすると、今御指摘のように財政状況が非常に厳しくなって、このスケジュールどおりに進めると、この第1ステージと言われたところに調整池と駐車場しかできなくなるんですよ。肝心の交流とか公園部分がずっと後段に移っていくと、こういうことになるおそれがあります。今御心配されるように、その9年度以降にそれらが果たして整備できるよ

うな財政的な確約があるかどうかという、非常にそういう心配も出てまいりました。

ですから、当初の計画は持ちつつも、この効果を少なくとも投資に見合う効果を発現させるために、まず調整池とか駐車場はその造成によって調整池を作らなくちゃいけないという規模に達する前に、まず交流ゾーンに着手をさせてもらいたいというふうに考えたものであって、もちろん全体計画は持っておりますが、今言いましたように、これがかかなり自分たちの思いよりも後年に移っていく可能性は確かにあると思います。

ただし、この筆の里工房周辺事業というのは、先ほども出ておりましたけども、人口2万1,000人という維持をするのにも、これは交流人口とか関係人口を増やす重要な施策というふうに考えておりますので、このプラン自体は持っておりますけど、今のような認識で整備手順を変えたというのが本日の提案、報告の趣旨でございます。御理解いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 用地買収も進んでおるし、今さら中止というか、一旦ですけどね。これについては反対ではないんですけども、どうなんじゃろ、財政的なところがすごく気になるんですよね。ここまで本町の財政的なものが逼迫をしまして、先も見えないし、どのタイミングである程度安定していくのか分からないという中で、これを当初の計画に比べたら緩やかな方向で進めていくようにされるんだろうけど、どうなんでしょうかね。こういった税金の使い方というのは、住民は納得するのかなというところが気になるんですけども。どうなんでしょう、住民の声とか気持ちというのは、ちょっと考慮に入れられとるのかなというのをちょっとお伺いしたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 御指摘のとおりであります。かなり長期にわたるともう考えなくてはならない案件というふうには考えますので、時代は今からどんどん変化しますので、ある程度ニーズを聞き取りながら、また議会にも相談しながら進めていくべきだというふうには思います。

それから、当然、その中にはほかの優先事項も出てまいりますので、これに対する国

の財政支援と、それとほかのうちのいろいろな事業との優先順位を考えながら、方向を相談しながら進めていきたいというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

荒瀬議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀬） せんだってプレオープンで深原にできましたね。見にいられましたか。何人ぐらい見にいってらっしゃるかですが。随分知恵を使って公園を整備されていらっしゃいます。

基本的に、私は工房、5万人を増やそうという思いでこれをつくられるんだろうと思うんですが、いろんな意味で5万人とはわしは多いほうだと思うんです。新潟の県立資料館、雪の資料館なんかは年間5万人ですよ。だから、この5万人というのは決して少ないわけじゃないんです。それを質を高めていく意味では最初から疑問を持っておりまして、ただ事業として土地も買いました。4.7ヘクタールですかね。後に引いちゃ駄目なんですね。開発要綱もいろいろ研究されながら、住民参加の公園づくりと。

で、野草園というのをしたかったわけですね、観光振興も含めて。野草園というのは日陰のほうがいいんですよ。ということは、現状を利用しながら、今の木立も利用しながら、遊歩道を利用する。まさに深原の公園のやり方ですよ。こういうノウハウを活用しながら、住民も参加いただきながら、せっかく4ヘクタール余りあるわけです。町民の憩いの場になるように、前向きなノウハウ。

で、いつまでたってもこれね、国、県に頼った行政は一旦止まらなくちゃいけないです。自己財源で何とかせにゃいけん。お金がないが人手がおるわけです。こういう点で、自然との触れ合いも含めて発想を変えていく。これは福垣内議員の発想は私は非常に大切だと思います。1本道ですとね、すぐ中断してしまうんですよ、こういうふうに。目的は何であるか。住民の参加がないと愛着のある公園にはならない。

ここにもおられますが、遊歩道、赤穂峠をずっと整備されたメンバーもおられるわけですよ。こういう種を絶やさないように、力強くするために私は進め方をもう一遍考え直す必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 公園の空間ということで、まだ詳細な設計をしているわけではないんですけども、今おっしゃいましたように、国の支援だけじゃなくて、町の資源ですね。例えば、今言われましたような町の活動をしている人とか、町民の方個人とか、こういった方の資源も非常に重要ですので、先ほど言いましたけども、今から時間をかけて整備していきますので、貴重な御意見としてお伺いさせていただきたいというふうに思っています。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、ただいま筆の里工房周辺整備事業について説明を受けました。この事業については議員から出ました意見に配慮し、引き続き事業に取り組んでいただくとともに、事業の進捗に併せて適宜報告されるよう要望し、次に移りたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 12時00分

再開 12時00分

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、全員協議会を行います。

続いて、協議案件、上水道事業の広域連携について、執行部から説明を受けたいと思います。

沖田建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） それでは、協議案件となります9番、上水道事業の広域連携について御説明いたします。お手元のA3判1枚ものの資料9「上水道事業の広域連携について」を御覧ください。

まず、項目番号1「これまでの経緯」でございます。現在、市町単位で個別に実施している水道事業の現状や課題に対処し、健全な形で事業運営を持続させるためには、市町の枠を超えた広域連携が経営・運営基盤の強化を図る手段として有効であることから、平成30年4月から、市町と県で構成する広島県水道広域連携協議会を設置しております。本町におきましても当協議会に参加し、広域連携の具体化に向けた検討を重ねてま

いました。その状況等につきましては、昨年11月の議会全員協議会において、報告をさせていただいたところでございます。

次に、項目番号2「市町の回答状況」でございます。こちらにつきましては、令和3年2月15日現在において、広島県に正式に回答をしている市町及び新聞報道等により発表された市町の状況で、事業統合へ参画する市町につきましては、東広島市をはじめとする11市町、「統合以外の連携」につきましては、広島市をはじめとする5市となっております。

続きまして、項目番号3「検討の結果」でございます。

まず、(1)施設更新の促進についてですが、こちらは広域連携に伴い事業統合の成果として10年間交付される国の交付金を最大限活用し、集中的に投資を行うことにより、老朽化した水道施設の早期更新が図られ、事業の最適化に向けた経営基盤の確立が可能となる見込みでございます。

次に、(2)運営体制の強化ですが、企業团组织内の職員の技術やノウハウの共有ができることにより、水道施設の更新工事の円滑な執行や技術の継承が可能となります。また、施設の再編整備による業務量の増加に対し、企業団本部によるバックアップも可能となり、危機管理体制においても、企業団で確保する給水車、復旧資材の活用や、広域的な職員確保による復旧体制の強化が可能となります。

続いて、(3)業務の効率化についてですが、管理業務の一元化や、国の交付金を活用した料金・会計・管路台帳等のシステム統一により維持管理経費が逓減し、業務の効率化が可能となります。また、スマートメーターなどのデジタル技術や外部委託を活用することにより、営業業務の効率化を図るとともに、支払い方法の多様化など新規サービスにより、住民サービスのさらなる向上が可能となります。

次に、(4)概算効果額ですが、こちらは、広島県において試算しているものでございます。令和3年2月15日現在において、南部の大規模自治体が統合に賛同しない状況の中、概算効果額の減少を懸念しておりましたけれども、概算効果額については、市町・県ごとに積み上げて試算していることにより、当初見込んでいた熊野町における効果額に大きな影響はなく、40年間で約17億円の効果額が発生する見込みとなっております。

続きまして、(5)水道料金の試算についてでございます。広域連携においても、当町の水道料金の値上げは避けられない見込みとなっておりますが、広域連携では水道料

金の上昇幅を抑制することが可能であり、40年後の令和43年度では、単独経営と比べ1立方メートル当たり36円（13.7%）上昇幅を抑制できます。また、仮に料金統一ができた場合につきましては、1立方メートル当たり254円（96.6%）上昇幅を抑制できる見込みとなっております。

続きまして、項目番号4「本町の方針」についてでございます。「広島県水道広域連携推進方針」及びこれまでに検討してきた結果を踏まえると、今後の水道事業における経営基盤の強化や経費の縮減効果などが見込まれ、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安全に供給できる水道システムを構築できることから、広島県水道広域連携へ賛同及び企業団設立準備組織に参画し、企業団設立への参画を最終的に判断いたします。

最後に、項目番号5「今後のスケジュール」でございます。こちらは、企業団の事業開始までの主なスケジュールとなっております。

上水道事業の広域連携についての説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、質問がないようなので、このあたりでまとめさせていただきます。

ただいまの上水道事業の広域連携については、企業団への統合の参画について情報収集に努め、熊野町において将来的に安全・安心な水道水が継続して供給できるよう、また町民に不利益が生じないように努めていただくことを要望し、まとめとしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

以上で、執行部からの報告及び協議を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩します。

休憩 12時07分



再開 12時09分

○議長（大瀬戸）休憩前に引き続き、全員協議会を行います。

先ほども申しましたように、一つ飛ばしまして、その他のほうに入ります。

まず、熊野町議会会議規則の一部を改正する規則について、皆さんに協議したいと思  
います。内容について、事務局長に説明させます。

西村事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） すみません、少しだけお時間をください。

熊野町議会会議規則の一部改正について、御説明をさせていただきます。

まず、本規則改正につきましては、昨日、令和3年2月15日付で広島県議長会のほ
うから通知がございまして、お手元の資料のほうで、右肩に議会資料2-1としており
ますが、全国町村議会議長会のほうが令和3年2月9日付で「標準」町村議会会議規則
を改正されたとのこととございます。この改正を受けまして、この「標準」会議規則を
準用しております本町の議会会議規則においても改正をしようとするものでございます。

1枚めくっていただきまして、議会資料2-2、これが会議規則の一部を改正する規
則の案、2-3が新旧対照表となっております。こちらの新旧対照表のほうを御覧いた
だきたいと思えます。表の左側が規則の現行、それから右側が改正後でございます。

今回、改正する箇所につきましては、第2条の欠席の届出、そして第89条、請願書
の記載事項等の条文、この一部の部分でございます。

改正内容及び理由でございますけれども、第2条の欠席の届出につきましては、第1項
の現行の条文のほうに「事故のため出席できないときは」とされているところのこの
「事故」というところにつきまして、改正後の欄にございますように「公務、傷病、出
産、それからその他のやむを得ない事由」というところまでの文言に改められておりま
す。これは、「事故」という表現が、「思いがけず生じた悪い出来事」あるいは「正常
な活動を妨げる不慮の事態」などの意味で用いられることが多く、誤解を招く可能性
があるとかねてより指摘があったようでございます。

それから、欠席事由を例示することに関しましては、議員活動と、育児や介護といっ
た家庭生活との両立を可能とするという観点をはじめといたしまして、男女とも、議員
が活動しやすい環境を整備する一環とされ、またそのことによって、町村議会へ多様な
人材の参画を促進する環境整備を図るともされております。

続きまして、第2項でございますが、出産につきましては、母性保護の観点から、産前・産後の欠席期間を規定するよう改められております。

続いて、第89条、請願書の記載事項等でございますけれども、議会への請願手続きにつきまして、これまでは、請願者に一律に押印の義務がつけられておりました、求められておりましたけれども、請願者の利便性の向上を図るため、ここが署名または押印というように改められております。

こうした「標準」会議規則の改正を受けまして、熊野町議会会議規則においても同様の改正を行おうとするものでございます。

規則の改正につきましては以上でございますけれども、本規則の条文改正につきましては議決をいただくことが必要となります。3月定例会に議案を提出できるよう準備を進めたいと考えておりまして、御了承いただけたらと思います。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、ただいまの説明について御意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、3月定例会に熊野町議会会議規則の一部を改正する規則についての議案を提出することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件については、ただいまのようにさせていただきます。

ここでお諮りします。

ただいま決定いたしました議案の提出に関して、提出者は議会運営委員長としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それではそのようにします。

発議の案を準備させております。後ほど事務局が伺いますので、署名してください。

それでは、以上をもちまして全員協議会は終了といたします。

長くなりましたが、これで終了させていただきますので、お疲れさまでございました。

（閉会 12時14分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長